

平成29・30年度建設工事入札参加資格者名簿格付概要

【県内建設業者】

土木一式工事

格付	格付け基準
A	総合点920点以上、特定建設業許可1級の技術者5名以上
B	総合点770点以上、特定建設業許可1級の技術者2名以上
C	総合点700点以上
D	上記以外

建築一式工事

格付	格付け基準
A	総合点900点以上、特定建設業許可1級の技術者5名以上
B	総合点790点以上、特定建設業許可1級の技術者1名以上
C	総合点680点以上
D	上記以外

電気工事

格付	格付け基準
A	総合点810点以上、特定建設業許可1級の技術者2名以上
B	総合点690点以上 1級の技術者1名以上
C	上記以外

管工事

格付	格付け基準
A	総合点800点以上、特定建設業許可1級の技術者2名以上
B	総合点670点以上 1級の技術者1名以上
C	上記以外

舗装工事

格付	格付け基準
A	総合点890点以上 1級の技術者5名以上
B	総合点730点以上 1級の技術者2名以上
C	上記以外

【県外建設業者】

土木一式工事

格付	格付け基準
A	総合点1,070点以上、特定建設業許可
B	総合点890点以上、特定建設業許可
C	総合点750点以上
D	上記以外

建築一式工事

格付	格付け基準
A	総合点1,020点以上、特定建設業許可
B	総合点980点以上、特定建設業許可
C	総合点760点以上
D	上記以外

電気工事

格付	格付け基準
A	総合点1,130点以上
B	総合点920点以上
C	上記以外

管工事

格付	格付け基準
A	総合点1,140点以上
B	総合点940点以上
C	上記以外

舗装工事

格付	格付け基準
A	総合点1,030点以上
B	総合点830点以上
C	上記以外

【格付基準の変更点】

技術者数の減少を考慮し、土木一式工事及び舗装工事のAランクに係る1級技術者の要件を緩和した。

- (1) 土木一式工事 【H27・28】 6名以上 ⇒ 【H29・30】 5名以上
- (2) 舗装工事 【H27・28】 6名以上 ⇒ 【H29・30】 5名以上